司法修習生に対する権限付与について

2004年4月19日

宮 川 光 治

司法制度改革審議会意見は,新司法修習は,「修習生の増加に実効的に対応すると ともに,法科大学院での教育をも踏まえ,実務修習を中核として位置付けつつ,教育 内容を適切に工夫して実施すべきである」としている。この意見は,中核である実務 修習をより充実し効果あらしめる改革をも求めていると考えられる。とりわけ,法科 大学院教育において,リーガルクリニック,エクスターンシップ等の臨床法学教育が 実施されようとしており,将来それらが拡充していくことが予想される状況の下では ¹,実務修習の存在意義を深め,その教育効果をより高めるための方策を検討すべき であろう。

実務修習は、「実際の事件について種々の実践的、体験的学習を行うもので、一種の臨床教育である」(最高裁司法修習委員会・参考資料A 6,2頁)。臨床教育は、「何よりも自分で実際にやってみるのが一番よい」のであり、この課程を実効あらしめるために、一定の範囲と一定の条件の下で、修習生に「実際にやってみる」ということができるようにすべきであり、権限付与について検討すべきである。² 諸外国

また,遠藤直哉「修習生に権限付与を」週刊法律新聞1997年3月14号2頁

は,

修習の充実化を図るために,裁判・検察・弁護のすべての修習において,傍聴中心主 義からラーニング・バイ・ドゥイング重視に転換すべきであり,司法修習生規則によ

¹ 宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』(成文堂,2003年),千葉恵美子 「エクスターンシップー基本設計」NBL761号(2003年)8頁,藤田哲「エ クスターンシップー受入側の弁護士から考える」同18頁等参照。

² 修習生への権限付与に関しては,つとに,武藤春光『米国,英国及び西独の法曹 教育』司法研修所法曹教育叢書第1号(1962年)253頁が,次のように述べて いる。

[「]我が国では,修習生は法律上裁判官・検察官・弁護士の職務のどの部分においても, 独立してにせよ,補佐的にせよ,これを遂行する権限を与えられていない。しかし, 西独では,修習の段階に従い,修習の目的のために,法曹三者のどの職務についても 一部を遂行する権限を与えられている。米国のニュージャージー州においても弁護士 の一部の権限を与えようとしている。我が国でも戦前の司法官試補は若干の権限を与 えられていた。修習の効果を挙げるには,何よりも自分で実際にやってみるのが一番 よいことは間違いない。そこで,修習生に対して,若干の職務,例えば,裁判におい ては訴訟指揮,検察においては捜査における取調及び公判立会における証人尋問,弁 護においては依頼者に対する法律的助言及び法廷における証人尋問等を,常に指導担 当者の監督と責任の下に,遂行する権限を与えることを考慮するべきである。」

の法曹養成課程では、さまざまに権限を付与し、法曹養成を効果的に遂行している。

³ このことに学ぶことも必要であろう。また,医学部教育における臨床教育の実情 とそこでの議論が参考となる。⁴

検察修習における取調修習は,権限付与の一事例とみることもできる。戦前には, 司法官試補は裁判所構成法により検事代理として検事の仕事を行うことができたが, 戦後はそのような法規はない。裁判所法施行後も慣例として行われていた取調修習の 合法性が問題となった際,相島一之司法研修所長は昭和38年度の司法修習指導担当 者協議会における挨拶の中で,いわゆる相島六原則を明らかにし,この原則に従って 実施する限り取調修習は違法ではないとした。⁵ 今日ではそのルールの下に実施さ れており,検察実務修習の中心となっている。

弁護実務修習について考えてみる。

現在,指導担当弁護士の指導監督の下で,法律相談,事件関係者からの事情聴取, 証拠収集等を行い修習効果を挙げている例があるが,他方,傍聴と起案で終わる修習 も存在する。まずは,これらについて,相手方の承諾の下に,修習生が自ら行うこと ができることを容認し,指導担当弁護士にそうした機会を与えるよう求めることとす べきである。

り一定権限を付与すべきであると提言している。同「法曹一元を目指す研修弁護士制 度創設に向けて」ジュリスト1129号(1998年)72~73頁(同『ロースク ール教育論 新しい弁護技術と訴訟運営』信山社(2000年)175~177頁) 参照。

³ 各国の法曹養成課程における学生・修習生に対する権限付与については,別紙メ モを参照。

⁴ 臨床実習検討委員会(厚生省)「臨床実習検討委員会最終報告」(1991年5月 13日),医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議(文部科学省)「21 世紀における医学・歯学教育の改善方策についてー学部教育の再構築のために」(2 001年3月27日)参照。なお,アメリカのメディカルスクールでの臨床教育の実 情報告として,赤津晴子『アメリカの医学教育 アイビーリーグ医学部日記』(日本 評論社、1996年)が参考となる。

⁵ 相島一之「司法修習生の修習指導について一昭和38年度司法修習指導担当者協 議会におけるあいさつ」研修時報22(1964年)6~8頁。六原則とは,要約す ると, 指導担当検察官の事件の概要・問題点等についてのあらかじめの説明・指導,

被疑者・参考人の呼出は指導官が行い,修習のみを目的とした不必要な呼出をしない, 指導官が修習生の身分等を説明し,自由な意志に基づく承諾を得る, 指導官が供述拒否権の告知をする, 指導官の同室と十分な指導監督, 修習生作成の書面 をそのまま検察官調書として流用することなく,指導官があらためて取り調べを行い, 調書を作成する,というにある。

なお,取調修習問題については,山室章「司法修習生の検察実務修習について」ジュリスト268号(1963年)40頁参照。

さらに,指導担当弁護士の指導監督の下に,次のことをできるようにすることを 検討すべきである。

被疑者・被告人の接見を立会人なく行うこと

法廷での弁論(準備書面・冒頭陳述書・弁論要旨等の書面の朗読),証人と本 人の尋問を,指導担当弁護士同席の下で行うこと

交渉・示談を行うこと

以上のうち, については,指導担当弁護士の接見に同道した際に自ら発問す る機会を与えるほか,単独でも立会人なく補充聴取ができるという仕組みに改め る。のうち,証人と本人の尋問については,依頼者の同意,尋問相手の同意, 裁判所の承認の下に,一定の事件について認める。事件の範囲については,指導 要綱等で示す。については,依頼者の同意の下に,行う。例えば,刑事事件に おいて,多数の被害者と示談を成立させなければならない場合などは,その作業 を修習生が分担するということが考えられる。

検察修習においても,取調修習のほか,上記 と同様,冒頭陳述・論告・求刑 を行うこと,一定の事件について証人・被告人本人の尋問を行うことができるよ う検討すべきである。

裁判修習においては,司法修習生であることを明示して裁判官の脇に座って審 理に立ち会うとともに,補充尋問,釈明権の行使をすることができるよう検討す べきである。

以上の改革については,慎重に許諾条件を検討しつつも,比較的容易に実現可能 なことについてはすみやかに進めるべきであろう。いくつかでも実現すれば,修 習の魅力は増し,修習生の修習意欲も高まり,また,修習指導担当者と修習生間 の事件協議は充実し,教育効果は向上するであろう。さらに,倫理観・使命感等 のマインドについても,自ら行うという臨床体験の中でより涵養されるであろう。

以上

3